

2019年1月17日

茨城県議会議長
川津 隆 様

日本共産党茨城県議団
県議会議員 山中たい子
県議会議員 江尻 加那

議会運営の改善に関する申し入れ

新しい県議会が県民の負託にこたえて、県民要求を取り上げ、チェック機能を発揮するうえで議会運営のいっそうの改善が求められています。少数意見を尊重し、多様な意見が活発に議論され、県民への情報提供と問題点を明らかにしていくうえで、本会議での発言規制はただちに撤廃すべきです。

私どもは、これまでの議会運営の改善を提案してきました。新しい議長のもとで、新しい県議会のスタートにあたり、改めて下記事項について提案するものです。

記

1. 議会運営の改善について
 - (1) 発言の自由は、言論の府としての議会の機能を発揮する最大の要素です。一般質問を年間42名に制限する「議会運営についての申し合わせ事項」は改めること。会期日数や会議時間を見直し、議員の質問権を保障すること。
 - (2) 代表質問はすべての会派が行えるようにすること。
 - (3) 1人会派を認めること。
 - (4) 議会運営委員会はすべての会派で構成すること。
 - (5) 議案質疑は一般質問と区別して行うこと。
 - (6) 討論時間の制限をなくし、知事提案、請願、意見書を分けて行うこと。
 - (7) 全国に例のない挙手表決を改め、起立により行うこと。
 - (8) 委員長・副委員長は委員会に置いて互選すること。
 - (9) 議案の配布は、議会招集告示と同時にを行うよう執行部に求めること。

- (10) 陳情書についても請願書と同様に扱い審議すること。審議にあたっては、請願・陳情の代表者や紹介議員の意見を可能な限り聴取できるよう努めること。
- 2. 公費支出について
 - (1) 政務活動費は、会派の調査研究に資するための必要経費という用途基準を明確にし、いっそう透明性を高めること。按分によって政党や後援会活動にも支出を認める「手引き」は見直すこと。
 - (2) 費用弁償は、定例会または臨時会の支給について廃止すること。
- 3. 行政視察の抜本の見直しについて
 - (1) 委員会における海外視察は引き続き行わないこと。
 - (2) 県外視察については、目的、課題を明確にし、視察先について各委員会のなかで合意を得ること。視察先での懇親会は中止すること。
- 4. 政治倫理の確立について
 - (1) 県公共事業受注企業からの政治献金（政治資金パーティー券を含む）は禁止すること。
 - (2) 議員の兼業禁止規定を厳格に守ること。
 - (3) 資産公開条例を抜本的に見直し、公開の対象・範囲を広げ、審査機関・問責制度が伴う実効性ある政治倫理条例に改定すること。
- 5. その他
 - (1) 聴覚の障害のために音声聞き取りづらい傍聴者向けに磁気誘導ループシステムを設置すること。
 - (2) 本会議場の傍聴席に親子ルームを設置し、子連れでの傍聴を可能にすること。
 - (3) 常任委員会の傍聴席が足りなくなった場合、他の会議室の使用を考えるなど可能な限り傍聴を認めること。
 - (4) 予算特別委員会の傍聴席について、傍聴者から音声が聞き取りづらいとの声が引き続き上がっている。スピーカーを設置するなど改善すること。
 - (5) インターネットによる中継を常任委員会にまで拡大し、オンデマンド視聴も可能にすること。
 - (6) 常任委員会と執行部との飲食を伴う懇親会は中止すること。
 - (7) 議員室は土・日・祝日も必要な時に使用できるようにすること。

以上